

尾張旭市監査公表第12号

令和4年3月30日付け尾張旭市監査公表第6号をもって公表した定例監査結果報告について、令和4年4月26日付け4土第53号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和4年4月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

都市整備部土木管理課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 旭前駅前広場公衆用トイレ清掃委託において、随意契約公表の事務手続がされていない。随意契約ガイドラインにより、随意契約を締結する場合、「随意契約確認表（第1号様式）」を作成し、「随意契約の内容の公表（第2号様式）」により公表する必要がある。</p> <p>2 行政財産目的外使用許可申請に対し、行政手続法の規定に基づき定めた標準処理期間を超えて許可をしている。</p>	<p>1 今後は随意契約ガイドラインに則り、公表の事務手続を行うよう改善します。</p> <p>2 行政手続法の規定に基づき定めた標準処理期間内で適正に処理します。</p>